

# リニア中央新幹線の騒音に係る 環境基準の類型の当てはめ方針 について

岐阜県環境生活部環境管理課

# 本日の内容

- ・ 説明会の趣旨、リニア中央新幹線のルート
- ・ 山梨リニア実験線について、環境基準に関する

全体の流れ、県が行う類型の当てはめの流れ

- ・ 騒音の環境基準
- ・ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準
- ・ 国が示した類型の当てはめのルール(処理基準)
- ・ 当てはめ方針について、この地区の地図(イメージ)

# 本日の説明会の趣旨

県は、環境省が示した新幹線の騒音の環境基準（類型Ⅰ：70デシベル以下、類型Ⅱ：75デシベル以下）をリニア中央新幹線沿線地域にどのように適用していくかについて検討しています。

本日は、現時点における案（※）を説明しますので、ご意見をお聞かせください。

※リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針（案）

# リニア中央新幹線のルート

岐阜県の路線概要



JR東海が環境影響評価書で示した地上走行区間

通番	市町	地上走行部	距離
①	中津川市	木曽川第1橋梁	約600メートル
②	中津川市	木曽川第2橋梁	約450メートル
③	中津川市、 恵那市	岐阜県駅周辺	約2,650メートル
④	恵那市	大井町地区	約500メートル
⑤	恵那市	阿木川橋梁	約250メートル
⑥	恵那市	武並地区	約620メートル
⑦	可児市	非常口(山岳部)	
⑧	可児市	非常口(山岳部)	
⑨	可児市	変電施設	

通番	市町	地上走行部	距離
⑦	御嵩町	美佐野地区	約170メートル
⑧	可児市	久々利大萱地区	約1,150メートル
⑨	可児市	久々利柿下入会	約80メートル

# 山梨リニア実験線について

## ①防音壁設置部(山梨県 都留市)



撮影 岐阜県

# 山梨リニア実験線について

## ②防音防災フード設置部(山梨県 都留市)



撮影 岐阜県

## 山梨リニア実験線について ③山梨リニア実験線の映像

岐阜県職員が平成29年5月に撮影した  
山梨実験線を走行する車両の映像を流し  
ます。

時速500kmで走行していますので、非  
常に短時間で目の前を走り抜けます。

# 環境基準に関する全体の流れ

環境基準の設定・・・国が設定



類型の当てはめ・・・県が指定



環境基準の適合状況の確認・・・県及び沿線自治体  
において実施

# 県が行う類型の当てはめの流れ

- 1 岐阜県環境審議会で審議し、当てはめ方針（案）を作成します。
- 2 当てはめ方針（案）について、パブリック・コメント（意見公募）及び住民説明会（本日）で意見を募集します。
- 3 意見に対する県の考え方を示し、環境審議会で審議します。
- 4 審議結果を踏まえ、県告示を行います。

# 騒音の環境基準(1)

環境基本法で「環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされています。

騒音規制法に基づき工場・事業場が守らなければならぬ規制基準とは異なります。

# 騒音の環境基準(2)

## 国土交通大臣の意見

### (2) 騒音

#### ①音源対策を基本とした環境保全措置の検討

列車走行に伴う騒音について、環境基準の類型指定後の環境保全措置の検討に際しては、より一層の影響の低減を検討するよう、沿線の状況を踏まえた予測及び評価を行い、音源対策を基本として、適切な環境保全措置を講じることにより、環境基準の達成を図ること。

なお、土地利用対策を含む総合的な対策の検討及び実施に当たっては、関係機関との十分な連携を図ること。

(出典:補正後の環境影響評価書)<sub>11</sub>

# 騒音の環境基準(2)

## 事業者の対応

…新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設(道路、公園、緑地等)の配置といった土地利用対策を関係機関に要請していくますが、それらの対策によっても環境基準が達成できない場合には、障害防止対策(個別家屋対策)を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていきます。…

(出典:補正後の環境影響評価書)

# 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

【告示】新幹線鉄道騒音に係る環境基準について  
(昭和50. 7. 29 環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値	類型を当てはめる地域
I	70 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル 以下	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域

# 国が示した類型の当てはめのルール (処理基準)

【処理基準】新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について(平成13.1.5 環大企2号環境庁大気保全局長通知)

類型を当てはめる地域	類型を当てはめない地域
新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域	工業専用地域、山林、原野、農用地等



用途地域ごとの区分	類型を当てはめる地域		類型を当てはめない地域
	I 類型(70デシベル以下)	II 類型(75デシベル以下)	
都市計画法の用途地域が定められている地域	①第1種、第2種低層住居専用地域 ②第1種、第2種中高層住居専用地域 ③第1種、第2種住居地域及び準住居地域	④近隣商業地域、商業地域 ⑤準工業地域、工業地域	⑥工業専用地域
都市計画法の用途地域が定められない地域 ※	①～③に相当する地域	④～⑤に相当する地域	山林、原野、農用地等

※都市計画法の用途地域が定められない地域は、上記の基準に従い、知事が判断して地域類型の当てはめを行います。

# 当てはめ方針について

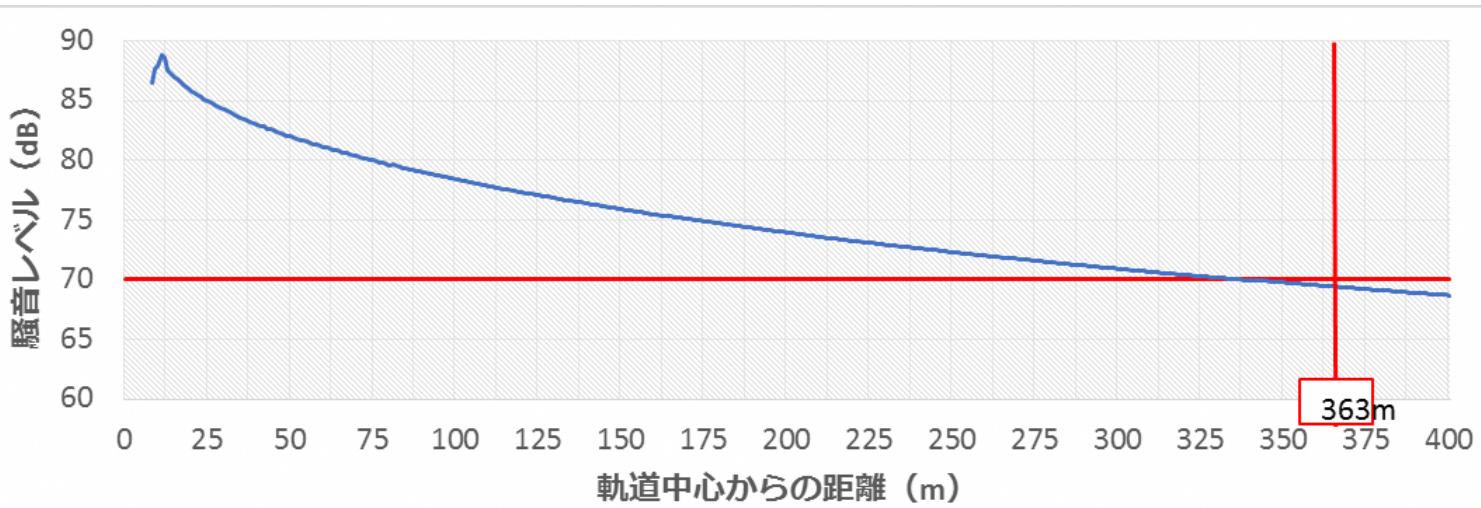
- (1) 指定範囲について
- (2) 指定範囲内の類型の当てはめ（環境基準を適用する地域の考え方）について
- (3) 指定範囲内であっても類型の当てはめをしない地域（環境基準が適用されない地域）について

## (1) 指定範囲について

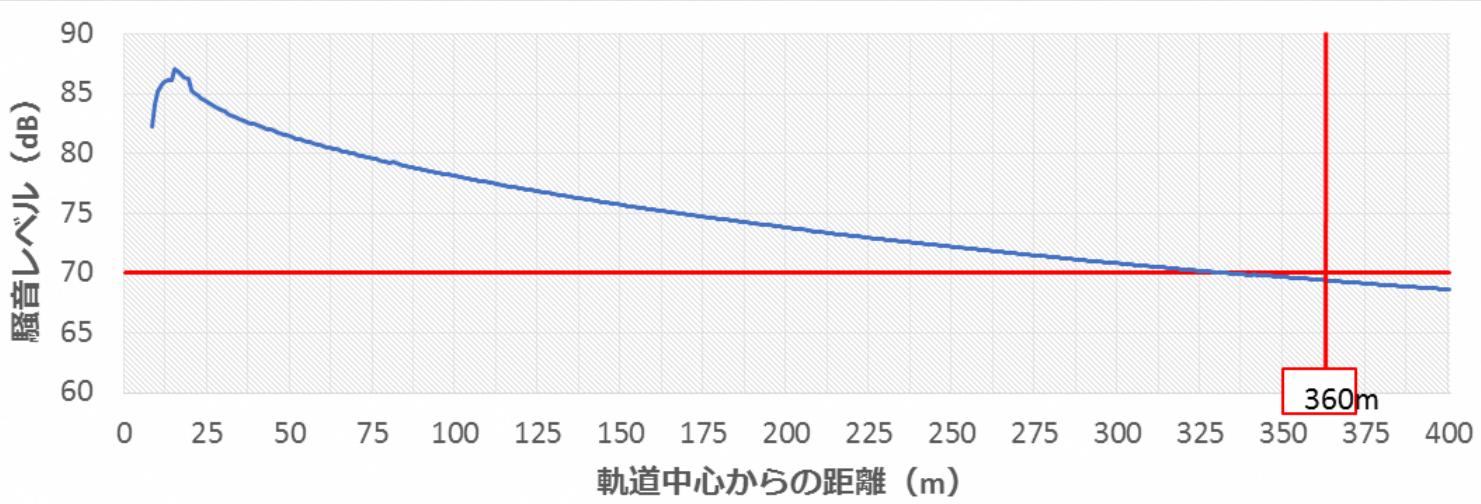
山梨実験線を時速500kmで走行する車両（7両編成）の騒音データから、最も低い防音壁区間（3.5m）について営業運転時（16両編成）の騒音を予測したところ、70デシベル以下（類型I）となる軌道中心線からの距離は、352～363mとなりました。

# 16両編成予測結果(防音壁3.5m)

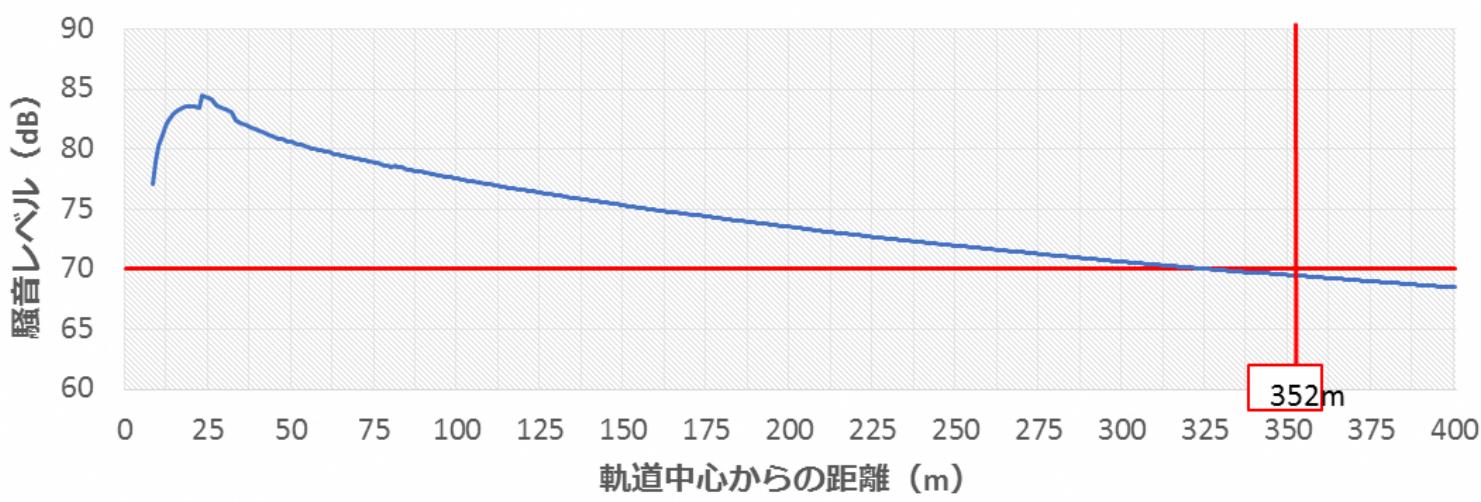
高架橋  
高さ5m



高さ10m



高さ20m



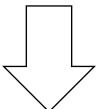
防音壁3.5mの区間において予測したところ、70デシベル(類型I)以下となる軌道中心線からの距離は、352~363mとなりました。

## (1) 指定範囲について

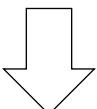
このため、70デシベルを超える地域が十分含まれるようにするため軌道中心線から両側400mを指定範囲とします。

## (2) 指定範囲内の類型の当てはめについて

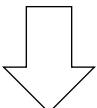
国が示した処理基準（スライド14参照）では、都市計画法の用途地域の定めのある地域は、その用途地域に応じて類型を当てはめるとされています。



都市計画法の用途地域の定めのない地域は都市計画法の用途地域に準拠して類型を当てはめるとされています。



工場、事業場などから発生する騒音を規制するため騒音規制法の規制区域の区分は、指定範囲（軌道中心線から両側400m）内に設定されており、かつ、都市計画法の用途地域又は土地利用状況等をもとに、決められています。



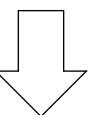
騒音規制法の規制区域の区分に基づいて類型の当てはめを行います。

## (2) 指定範囲内の類型の当てはめについて

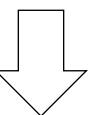
用途地域 (都市計画法)		類型 (基準値)	規制区域区分 (騒音規制法)
有	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	I (70dB以下)	第1種区域
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		第2種区域
無	上記に相当する地域		第1種区域及び 第2種区域
有	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	II (75dB以下)	第3種区域
	工業地域		第4種区域
無	上記に相当する地域		第3種区域及び 第4種区域

### (3) 指定範囲内であっても 類型の当てはめをしない地域について

工業専用地域、山林、原野、農用地等には環境基準を適用しない  
(国が示した処理基準)。



山林、原野、農用地等とは、どのように考えるか。何を指すのか。



山林 → 森林法に基づき森林計画又は地域森林計画の対象としている  
森林の区域(※)

農用地 → 農業振興地域の整備に関する法律で規定する農用地区域(※)

原野 → なし

その他 → 工業専用地域、河川区域、トンネル区間(出入口周辺除く)

(※)山林、農用地の一部が宅地に転用された場合に県が確実に把握できる地  
域にします。この地域内で、住宅に転用する土地が生じた場合は、それぞれ  
の法律に規定された手続きを行うことで、その土地は山林や農用地ではなく  
なり、自動的に環境基準を適用することとなります。

### (3) 指定範囲内であっても 類型の当てはめをしない地域について

森林法の規定による森林の区域は、下記2つがあります。

国有林：森林管理局長が定める森林計画において対象としている森林の区域

民有林：知事が定める地域森林計画において対象としている森林の区域

県告示前に住居が民有林内にある場合は、その住居がある土地に、  
類型が当てはまります。県告示後に住居を民有林内に建てる場合は、  
市町（林務担当）にご相談ください。

なお、民有林は、ぎふ ふおれナビ（下記アドレス）で地図が公表さ  
れており、確認できます（地上走行部周辺の指定範囲内に国有林は  
ありません）。

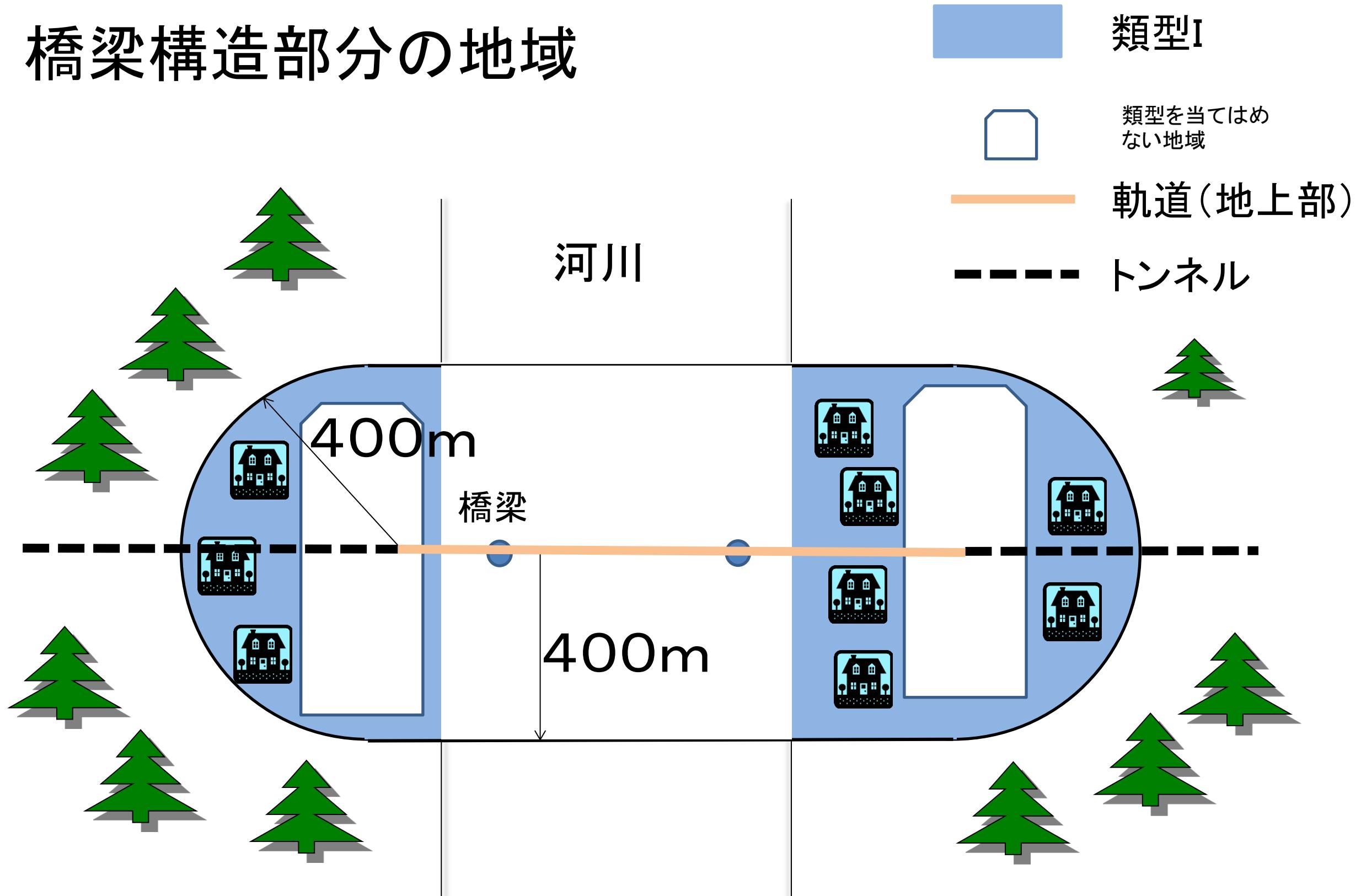
[http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-keikaku/11511/index\\_9948.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-keikaku/11511/index_9948.html)

# 当てはめ方針(まとめ)

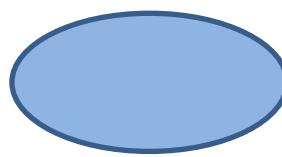
類型の当てはめをする地域は、軌道中心線から両側それぞれ400mの範囲における次の地域とします。

	類型を当てはめる地域(軌道中心線から両側それぞれ400mの範囲)		
	I類型 (70dB以下)	II類型 (75dB以下)	類型を当てはめない 地域
騒音規制法の規制区域区分	第1種区域 第2種区域	第3種区域 第4種区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・工業専用地域</li><li>・森林法の規定による森林の区域</li><li>・農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域</li><li>・トンネル区間(出入口周辺を除く)、河川区域</li></ul>

# 橋梁構造部分の地域



# トンネル出入口の地域



類型I

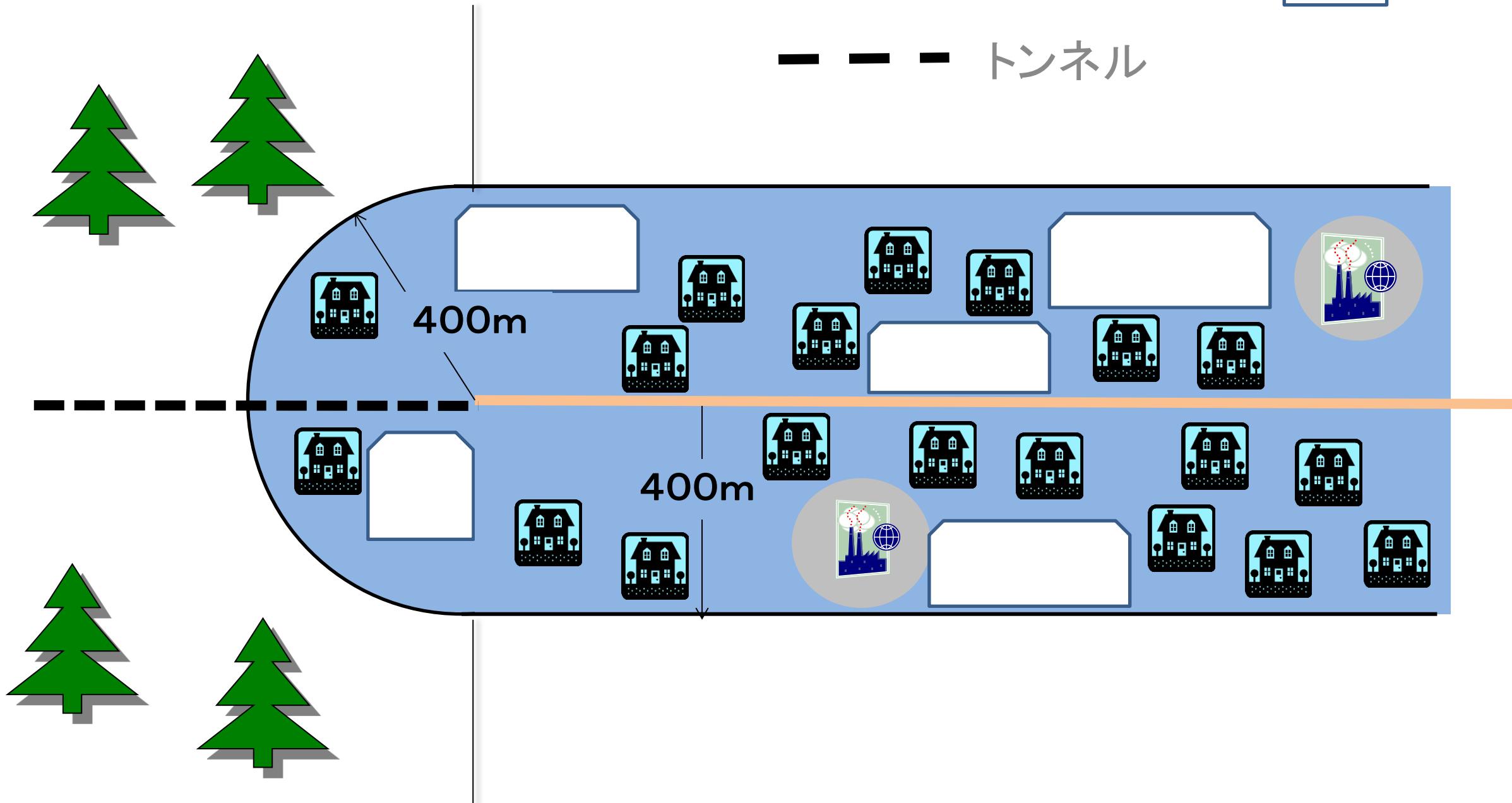


類型II

— 軌道(地上部)

- - - トンネル

類型を当ては  
めない地域



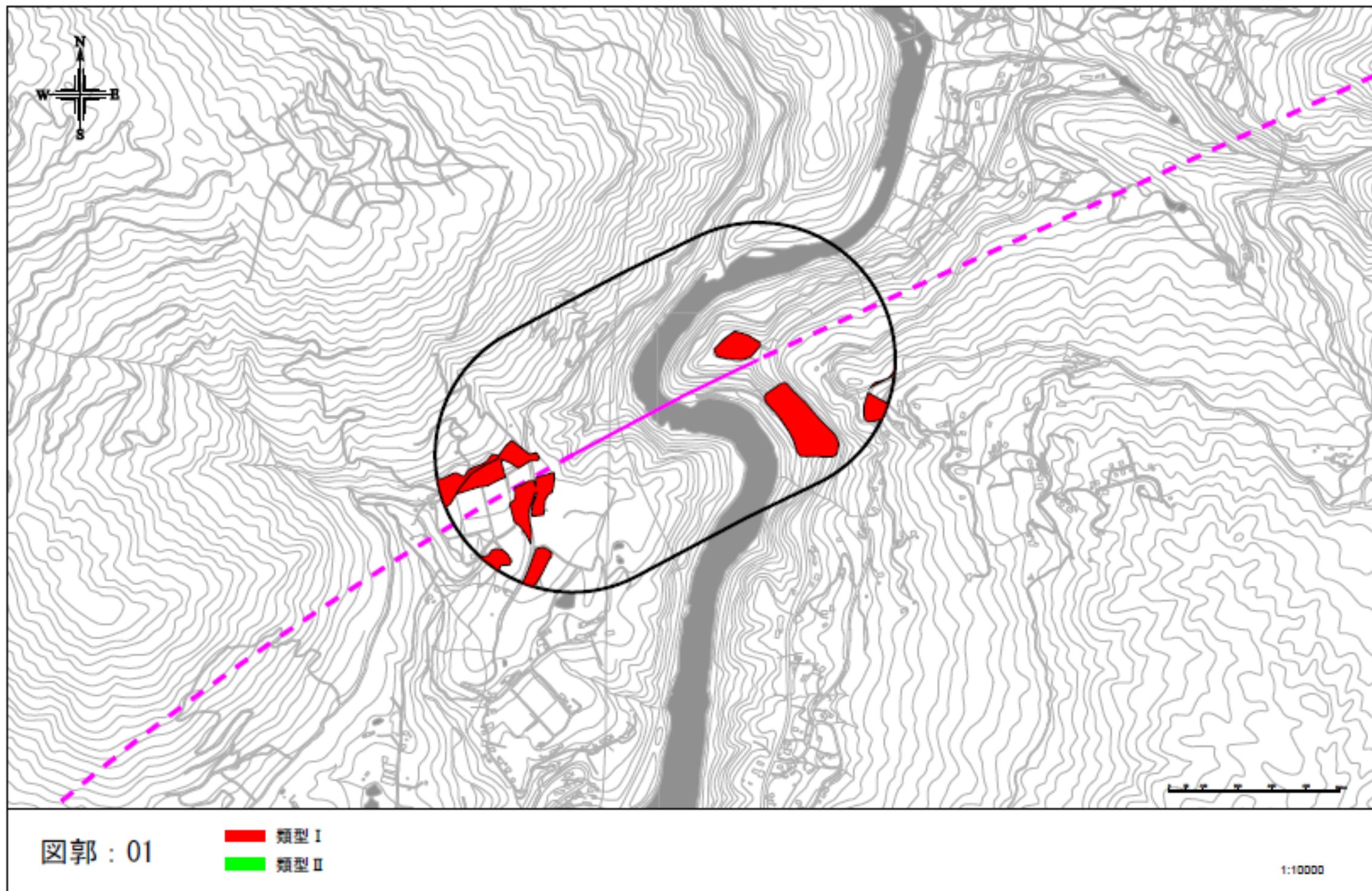
# この地区の地図(イメージ)

本日説明した当てはめ方針(案)をこの地区に適用した場合、どこの地域が類型ⅠもしくはⅡになるかを表した地図をこれから映写します。

現時点でのイメージとしてご覧いただきますようお願いします。

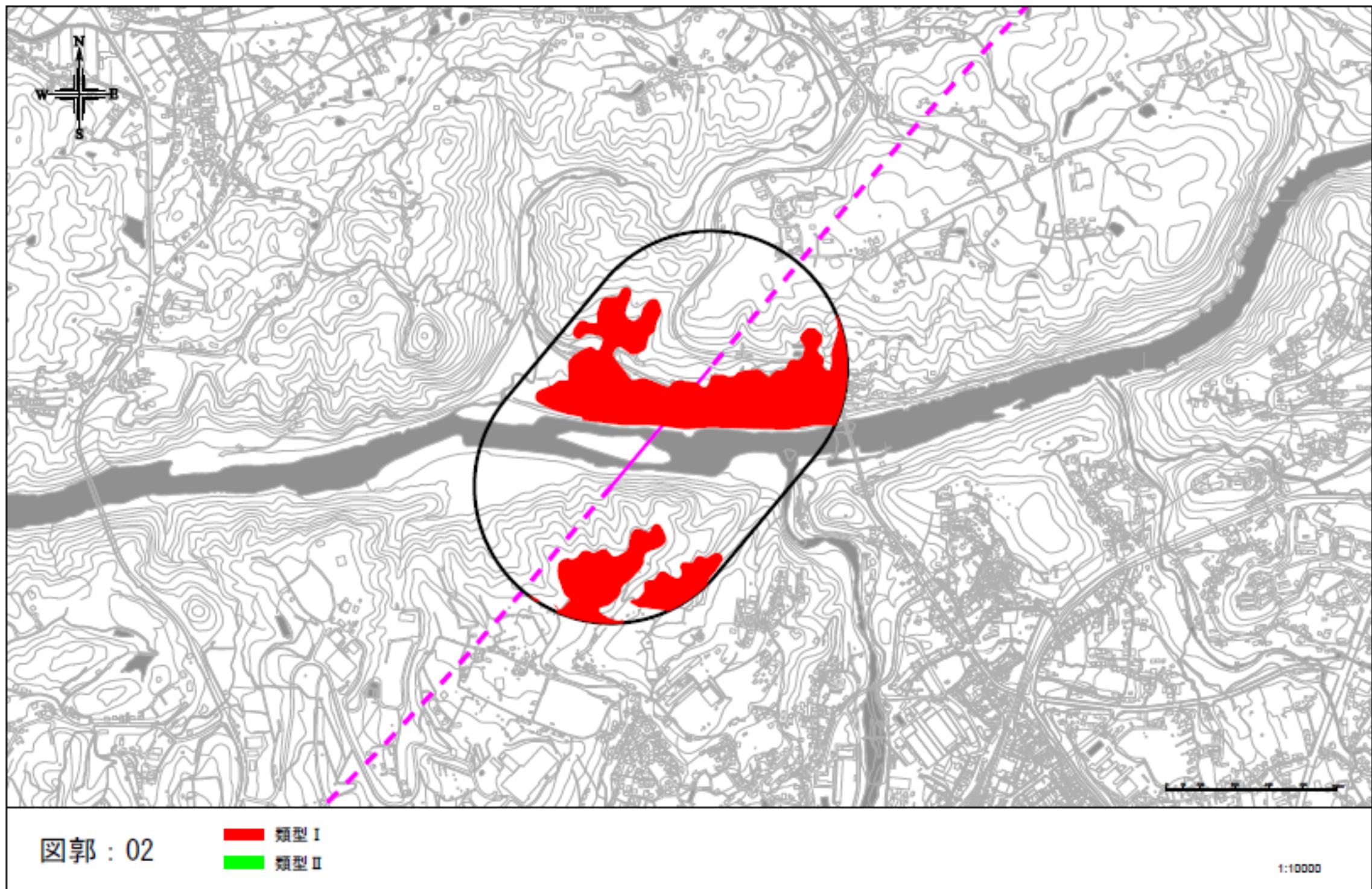
今後、土地利用の状況が変化することによって、類型ⅠもしくはⅡが当てはまる地域も変化します。

# イメージ（中津川市 木曽川第1橋梁）



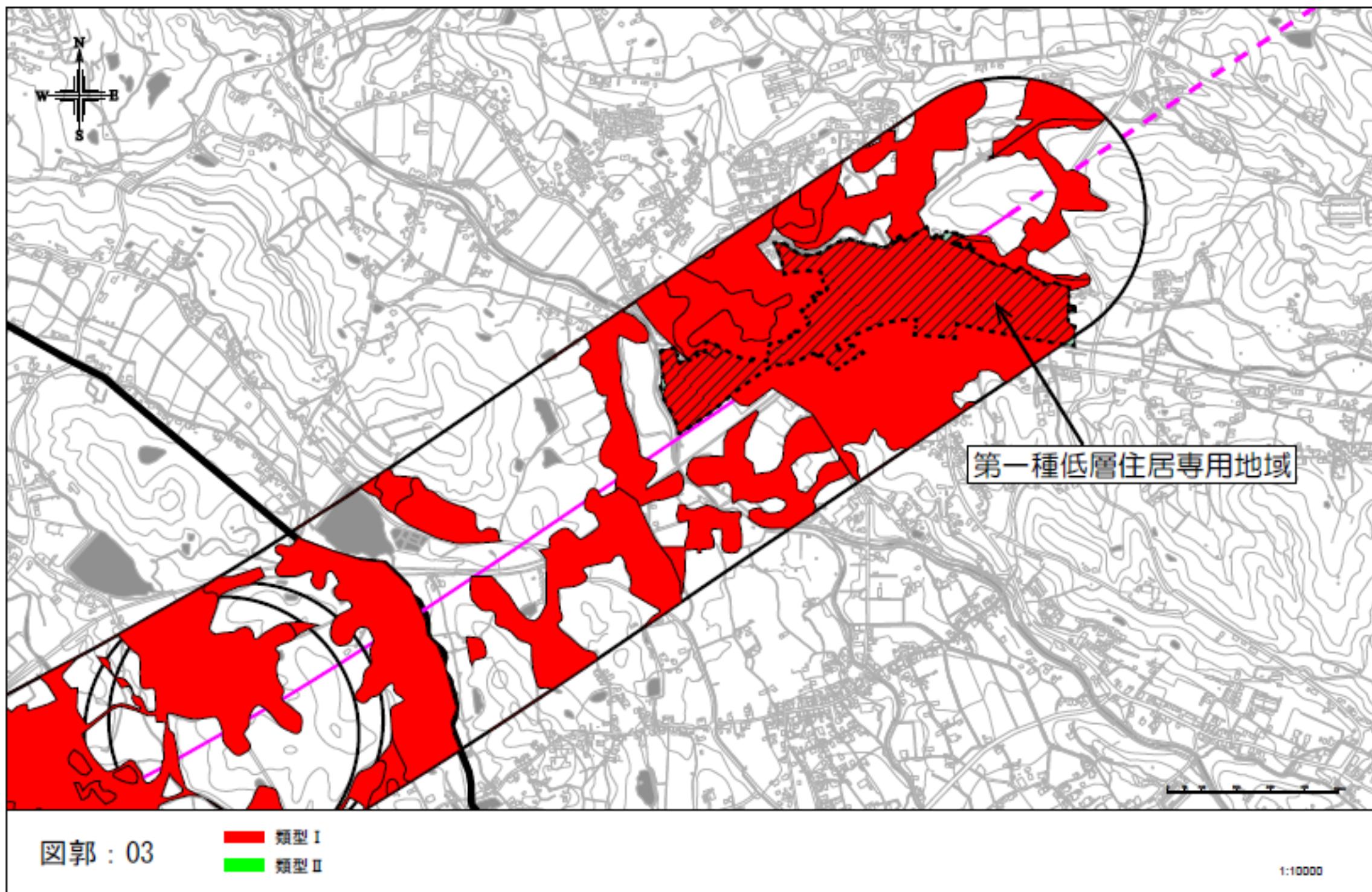
本イメージ図は、現時点における土地利用の状況に基づき作成したものであり、今後の土地利用の変更に応じて変わるものです。

# イメージ（中津川市 木曽川第2橋梁）



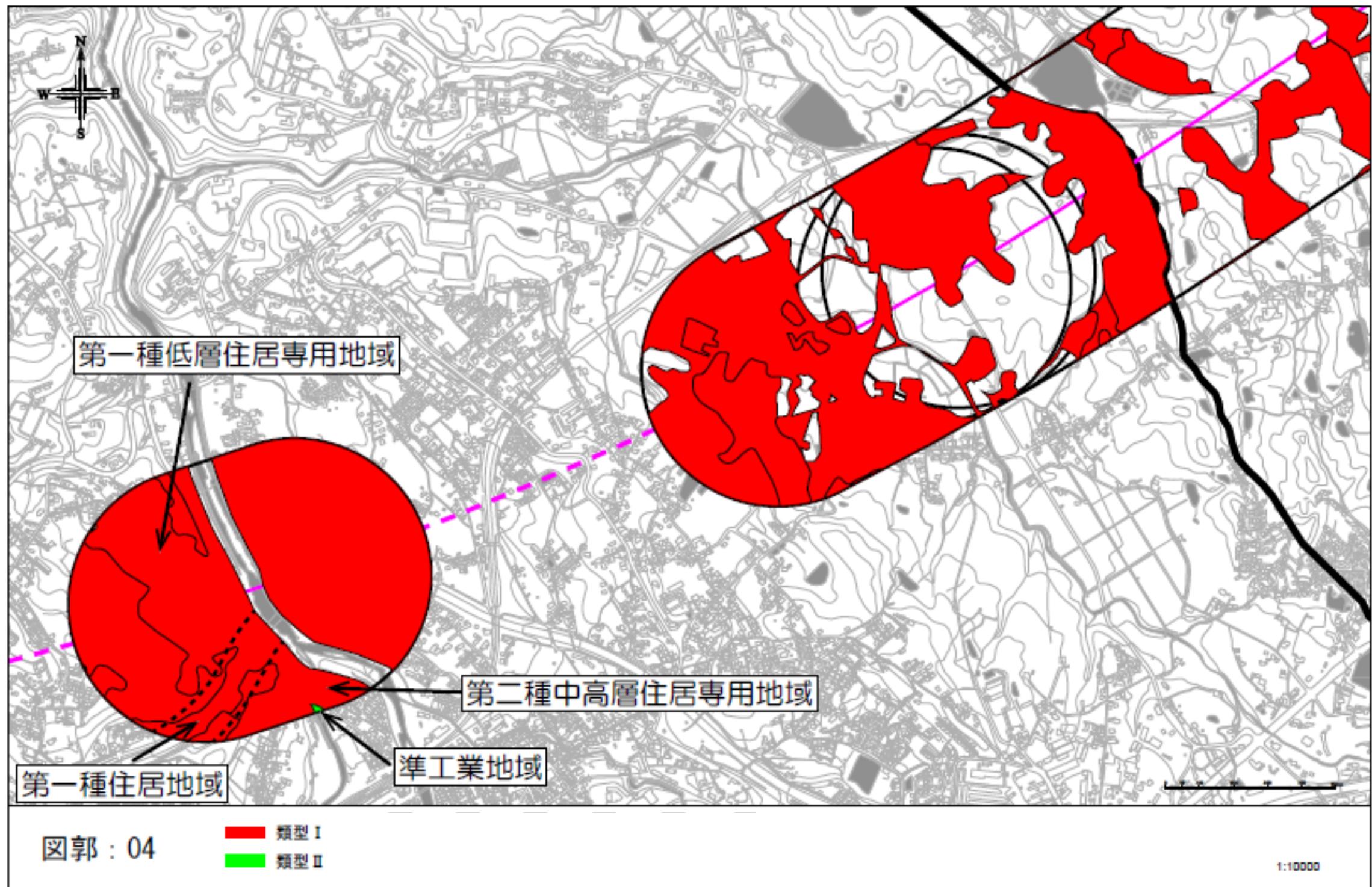
本イメージ図は、現時点における土地利用の状況に基づき作成したものであり、今後の土地利用の変更に応じて変わるものです。

# イメージ（中津川市、恵那市 岐阜県駅周辺）



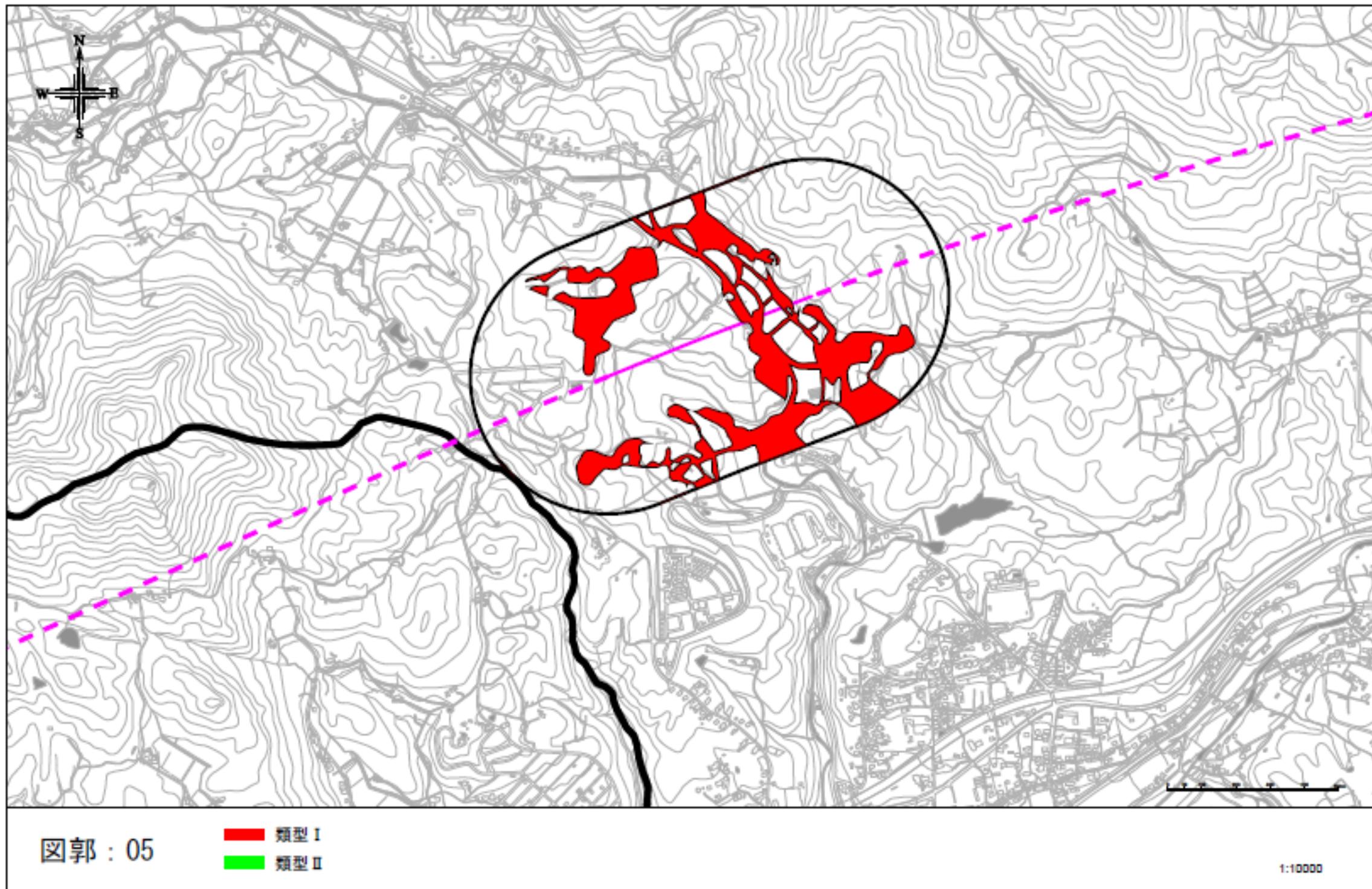
本イメージ図は、現時点における土地利用の状況に基づき作成したものであり、今後の土地利用の変更に応じて変わるものです。

# イメージ（恵那市 大井町、阿木川橋梁）



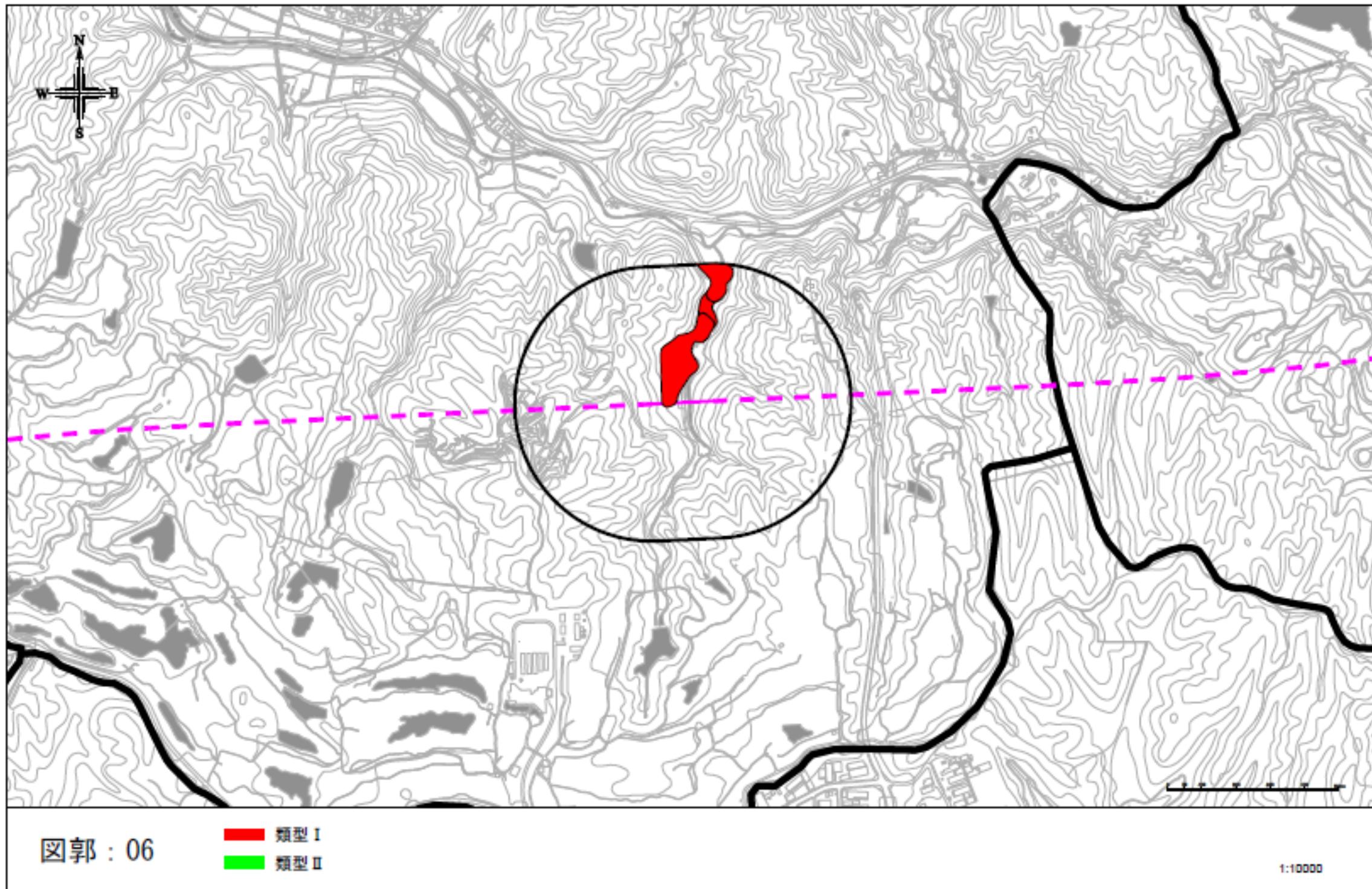
本イメージ図は、現時点における土地利用の状況に基づき作成したものであり、今後の土地利用の変更に応じて変わるものです。

# イメージ（恵那市 武並地区）



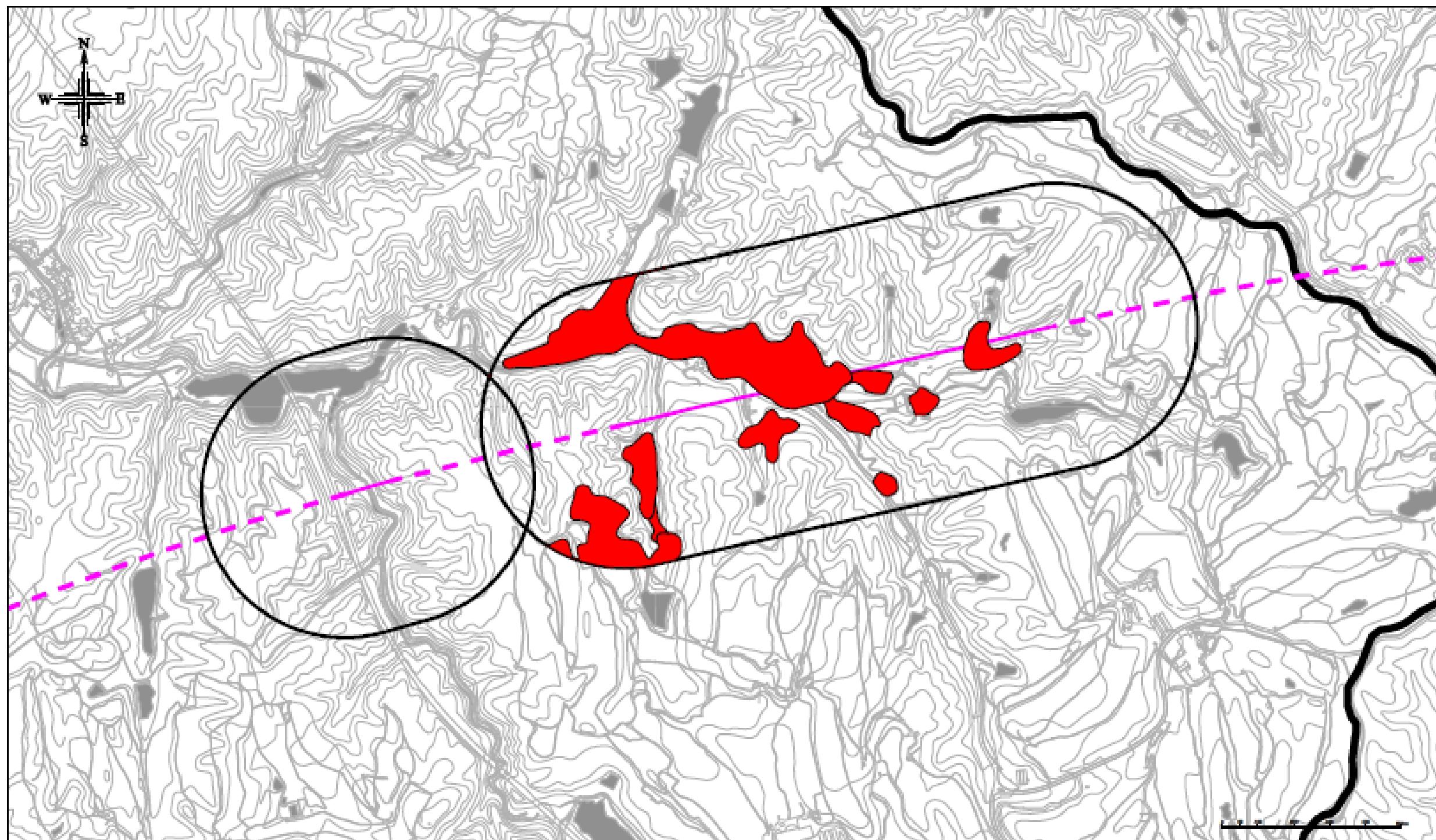
本イメージ図は、現時点における土地利用の状況に基づき作成したものであり、今後の土地利用の変更に応じて変わるものです。

# イメージ（御嵩町 美佐野地区）



本イメージ図は、現時点における土地利用の状況に基づき作成したものであり、今後の土地利用の変更に応じて変わるものです。

# イメージ（可児市 久々利地区）



図郭 : 07

■ 類型 I  
■ 類型 II

1:10000

# この地図が変化する事例

- ・工業用地等が造成され、その造成地に都市計画法の用途地域が新たに設定又は変更される場合。
- ・森林の区域であった土地を住居に転用することとなり、森林法の手続き(伐採届等)を提出したことから、その土地が森林の区域でなくなった場合。
- ・県が森林の区域の見直しを行い、それまで森林の区域であった地域が、森林の区域でなくなった場合。
- ・市町が農用地区域の見直しを行ったことから、それまで農用地区域であった地域が、農用地区域でなくなった場合。